

歳入の内容

歳入の決算内容を見てみましょう
 (【表3】「グラフ3」参照)。
 経常的に収入でき、使いみちが自由なお金(「経常一般財源」といいます)の代表的なものが市税と地方交付税(財政用語解説②参照)です。この合計が収入の約46%を占め、市は、この財源をもとに補助金や市債などを活用して事業を行っています。

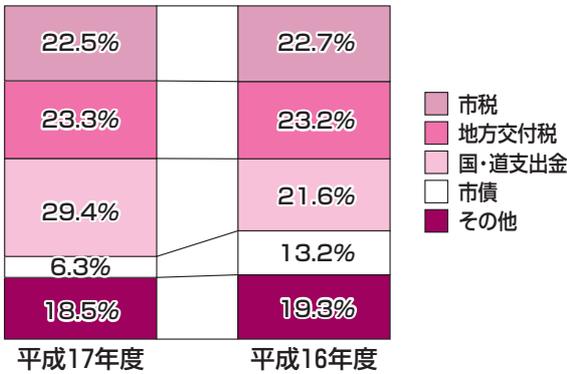
市税と地方交付税は、景気回復の遅れによる影響などで、前年度と比べても、ほとんど伸びていません。市税は、平成11年度には約55億2千500万円ありましたが、この6年で約4億5千800万円減り、財政的に非常に厳しい状況になっています。

【表3】平成17年度決算の歳入内訳(前年度比較)

費目	平成17年度	平成16年度	増減
市税	50.7億円	50.7億円	0億円
地方交付税	52.5億円	51.8億円	0.8億円
国・道支出金	66.1億円	48.2億円	17.9億円
市債	14.3億円	29.4億円	△15.2億円
その他	41.6億円	43.1億円	△1.5億円
合計	225.1億円	223.1億円	2.0億円

※表示単位未満を四捨五入しているため、積み上げ額が一致しない箇所があります。

【グラフ3】一般会計歳入全体に占める割合



地方交付税は、ほぼ横ばいで推移していますが、国による地方財政制度の見直しにより、平成13年度から地方交付税の一部が減らされ、各自治体で赤字地方債(臨時財政対策債)を発行して対応(その元利償還金は100%、後年度の地方交付税で交付されます)することになっていますので、地方交付税に臨時財政対策債を加えたものが、実質的な地方交付税といえます(【表4】参照)。
 臨時財政対策債は、平成15年度には11億2千750万円借入れが認められていたものが、平成17年度には5億8千970万円にまで減額されていますので、実質的な地方交付税は、大きく減少していることとなります。国が推し進めてきたいわゆる「三位一体の改革」(財政用語解説②参照)は、平成19年度以降も第2期改革として取り組むべきとの意見も多くあり、この地方交付税の改革をめぐる論議は、国と全国市長会などの地方六団体を中心に、地方分権、国の財政再建とともに、今後さらに活発になるものと見込まれます。

この改革の行方について、しっかりと見守っていき、ともに、地方六団体を通じて積極的に意見を述べていきます。市債は、公共施設の建設など、市が一度に多額の出費を必要とする

【表4】実質的な地方交付税の推移

	平成15年度	平成16年度		平成17年度	
			対前年度増減額		対前年度増減額
地方交付税	51億9,219万円	51億7,521万円	△1,698万円	52億5,262万円	7,742万円
普通交付税	46億2,916万円	46億6,417万円	3,501万円	47億8,361万円	1億1,944万円
特別交付税	5億6,303万円	5億1,104万円	△5,199万円	4億6,902万円	△4,202万円
臨時財政対策債	11億2,750万円	7億7,070万円	△3億5,680万円	5億8,970万円	△1億8,100万円
合計	63億1,969万円	59億4,591万円	△3億7,378万円	58億4,232万円	△1億359万円

※表示単位未満を四捨五入しているため、積み上げ額が一致しない箇所があります。

財政用語解説②

【市税】

個人市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税があります。

【地方交付税】

全国の地方自治体間の財政的な不均衡を調整して、どこに住んでも標準的な行政サービスや基本的な社会資本が提供できるように財源を保障(所得税・法人税・酒税など、国税5税の一定割合を、国が地方自治体に配分)する制度で、地方の固有財源です。

また、地方自治体が公共事業を行うしやすいように、そのための市債(借入れ)の元利償還金についても一定の割合で地方交付税に算入するという仕組みもあります。

【三位一体の改革】

国庫補助負担金の改革、税源移譲を含む税源配分の見直し、地方交付税の改革の3つを同時かつ一体的に行おうとする地方税財政制度の改革です。

・国庫補助負担金の改革

国から地方への補助金や負担金のあり方の抜本的な見直し。

・地方交付税の改革

総額の抑制と配分方法の見直し。税源移譲を含む税源配分の見直し。補助金減額相当分の国から地方への税源移譲。